

## 特定放射性廃棄物の処分の実施主体が設立 資金管理主体が決定

### 特定放射性廃棄物の 処分に関する取り組みが 始まる

「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づいて、最終処分の実施主体となる原子力発電環境整備機構（原環機構）の設立が、平成十二年十月に通商産業省（現経済産業省）により認可されました。

原環機構は、今後、処分場の選定、処分施設の建設・管理、最終処分、処分施設の閉鎖及び閉鎖後の管理などの業務に取り組むことになります。

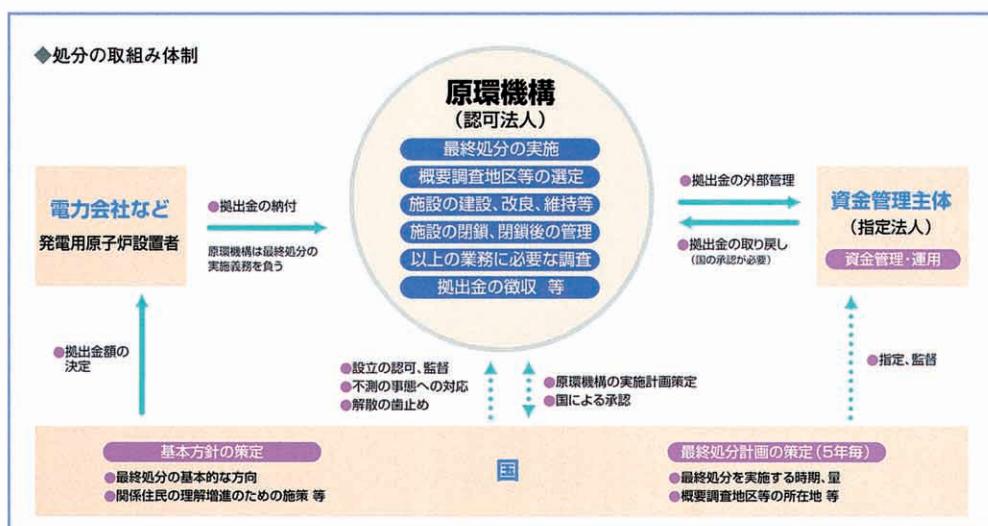
また、資金管理の主体に関しては、（財）原子力環境整備促進・資金管理センターが指定されました。

通商産業省（現経済産業省）は、平成十二年十月十八日、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（以下、「特定放射性廃棄物の処分の実施主体が設立」とする。）に基づいて最終処分の実施主体となる原子力発電環境整備機構の設立を認可しました。これは、原子力発電所を有する九つの電気事業者（北海道電力（株）、東北電力（株）、東京電力（株）、中部電力（株）、北陸電力（株）、関西電力（株）、中国電力（株）、四国電力（株）、九州電力（株）、日本原子力発電（株）および核燃料サイクル開発機構の発起人が平成十二年十月四日、同機構の定款および事業計畫書を通商産業大臣に提出し、設立認可申請を行っていたものが認可されたものです。

原子力発電環境整備機構は、国の認可法人で、理事長に外門一直（元東京電力顧問）が就任しました。このほか、副理事長一名、専務理事一名、理事五名、監事二名の役員、非常勤役員三名の役員を置き、三十五名体制でスタートしました。同機構では最終処分の実施主体として、概要調査地区などの選定、

### 特定放射性廃棄物の 処分の実施主体が設立

通商産業省（現経済産業省）は、平成十二年十月十八日、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（以下、「特定放射性廃棄物の処分の実施主体が設立」とする。）に基づいて最終処分の実施主体となる原子力発電環境整備機構の設立を認可しました。これは、原子力発電所を有する九つの電気事業者（北海道電力（株）、東北電力（株）、東京電力（株）、中部電力（株）、北陸電力（株）、関西電力（株）、中国電力（株）、四国電力（株）、九州電力（株）、日本原子力発電（株）および核燃料サイクル開発機構の発起人が平成十二年十月四日、同機構



原子力発電環境整備機構パンフレットより

処分施設の建設・管理、実際の処分、処分施設の閉鎖および閉鎖後の区域管理や拠出金の徴収などの業務を行うことになります。

放射性廃棄物処分法では、今回

発足した事業の実施主体と発電用原子炉設置者から徴収した拠出金を運用・管理する資金管理主体とを分けており、資金管理主体については(財)原子力環境整備促進・資金管理センターを指定しました。

**通商産業省（現経済産業省）は、特定放射性廃棄物の最終処分のための資金管理を実施する指定法人として財団法人原子力環境整備促進・資金管理センターを指定**

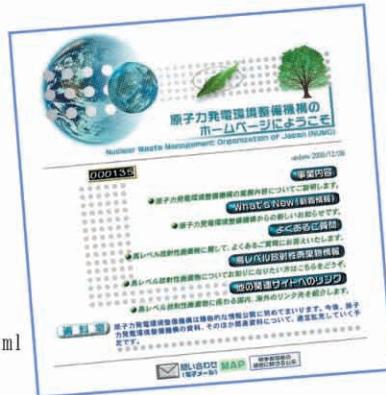
財団法人 原子力環境整備促進・資金管理センター（旧原子力環境整備センター）は、低レベル放射性廃棄物の試験的海洋処分の調査研究を主に担当する機関として、内閣総理大臣と通商産業大臣の許可を受けて昭和五十一年に設立された団体です。

同センターでは、低レベル放射性廃棄物などに関連する次のような様々な調査研究をこれまでに実施してきました。

- 低レベル放射性廃棄物の試験的海洋処分の実施に向けた調査研究
- 低レベル放射性廃棄物の陸地処分に関する基礎研究
- 第一次埋設（均質固化体の陸地処分）を対象に、国、電力会社等からの受託による技術要件整備、処理処分システム確立等に関する調査研究
- 第二次埋設（雑固体の陸地処分）に関する調査研究

高レベル放射性廃棄物に関しては、処理処分に関する基礎調査の成果に基づいて、処分費用の確保

原子力発電環境整備機構  
ホームページURL  
<http://www.numo.or.jp/index.html>



方策等その具体化の調査研究を行うほか、返還ガラス固化体の平成七年の第一回受入れを円滑に実施するための受入れ確認手法の調査などを実施しています。また、平成十二年十一月には、放射性廃棄物処分法に基づいて、国からの「指定法人」として指定を受け、從来から実施してきた放射性廃棄物の処理処分に関する調査研究に加え、最終処分に必要な資金を管理するための業務を新たに実施することになりました。

センター業務年表

昭和51年	(財)原子力環境整備センター設立・低レベル放射性廃棄物の試験的海洋処分調査研究開始・低レベル放射性廃棄物の陸地処分基礎研究開始
昭和54年	返還ガラス固化体受入れ、高レベル放射性廃棄物処理処分の基礎調査開始
昭和60年	低レベル放射性廃棄物第1次埋設（均質固化体）関連研究本格化
昭和62年	高レベル放射性廃棄物処分費用の確保方策等具体化の調査研究開始
昭和63年	ウラン廃棄物処理処分方策研究開始
平成2年	低レベル放射性廃棄物第2次埋設（雑固体）関連研究本格化
平成4年	返還ガラス固化体受入れの確認手法検討開始
平成7年	TRU廃棄物処分の調査研究を加速
平成9年	低レベル放射性廃棄物高βγ廃棄物関連研究本格化
平成10年	高レベル放射性廃棄物処分研究本格化
平成12年	研究部門を浅地処分システム研究部、深地処分システム研究部、地質環境研究部に改組 「指定法人」の指定を受け、資金管理業務を開始

財団法人 原子力環境整備促進・資金管理センターホームページより

財団法人 原子力環境整備促進・資金管理センター  
ホームページURL <http://www.rwmc.or.jp/>

